

知ってほしい、聴覚障害の「こと」

障害者福祉課 0224-5785

0225-3033

障害の中には、外見上は障害があることが分かりにくく、誤解を受けやすいものがあります。聴覚障害も、そうした障害の一つです。正しい理解と思いやりのある支援、そして少しの勇気で、誰もが安心して暮らせるまちを目指してみませんか。

どんな障害なの？ まずは知ることから

聴覚障害は、人の声や物音が聞こえない、聞こえにくいという障害です。「不自由なく歩けるし、困ることとは少ないのでは」と思う方もいるかもしれませんが、聞こえるということとは、無意識のうちに音から膨大な情報を得るということ。音声による情報や会話が伝わらないと、日常的に情報やコミュニケーションから疎外されがちです。そのため、聴覚障害はコミュニケーションの障害であるともいわれています。

また、聴覚障害と一口に言っても、その原因(先天性・後天性)や聞こえる程度はさまざまです。まったく聞こえない方、補聴器(人工内耳を含む)を着ければある程度聞こえる方、



障害に対する理解のための情報は、今後、ホームページで紹介する予定です。

補聴器を着ければ音は聞こえるけれど、ゆがんで伝わるために言葉としての判別が難しい方もいます。コミュニケーション手段・言語的側面から見ると、次のような方々がいます。

ろう者：生まれつき、または幼少期に聞こえなくなり、小さいころから手話を使って生活してきた方
難聴者・中途失聴者：ある程度、音声日本語が聞こえる方や、音声日本語を習得した後聞こえなくなつた方
盲ろう者：視覚障害と聴覚障害を併せ持つ方

思い込み、誤解したままで接すると……

聴覚障害のある方は、手話、口話、筆談、指文字、ジェスチャーなどから、自分に合った方法を組み合

わせてコミュニケーションを図っています。しかし、その多様性を知らずに思い込みで接してしまうと、うまくコミュニケーションが取れません。また、障害があることが外見では分からないため、つらい思いをされた方もいます。

●例えばこんなことがあります

- ・後ろから声を掛けられ反応することができず、失礼な人だと思われた。
- ・自分の声で話すことができるので、「聞こえないんです」と言ってみたら、そのまま声で話し続けられた。
- ・口話(話し手の口の動きを読み取ること)で、ある程度は話の内容が分かるが、相手が早口だったり自分の知らない分野の内容だったりすると、十分には理解できない。何度も聞き返すのは悪いし恥ずかしいので、分かったふりをしてしまった。



「聞こえませんが」と伝えると会話

手話で話せるとほっとしますくんさん



生まれつき聴覚障害があり、手話を使っています。昔は手話自体を知

らない人が多く、使っていること「あれ何？」と変な目で見られることもありましたが。最近はそのようなことは減り、うれしく思っています。

困ったのは、聴覚障害のことを伝えてもなかなか筆談をしてくれなかったり、筆談の文字が小さかったりしたとき。自治会役員をした際は、インターホンでのやりとりができずに苦労しました。

日ごろからの近所付き合いは大事ですね。周りの方には障害のことを伝え、困ったときに助けてもらっています。少しだけ手話が分かりますという方もいて、気持ちがほっと楽になりました。

「聞こえませんが」と伝えると会話を諦めてしまう人がいます。手話ができなくても、例えば携帯電話に文字を打ち込むことでも会話はできます。一歩踏み出して、自分ができる形でコミュニケーションを取ろうとしていただけたらうれしいです。

最近では手話サークルや団体等に顔を出しています。手話でいろいろ話せ、ストレス解消にもなるし、私が参加することで手話を使える方が増えてくれるといいなと思っています。

・手話を使える人を呼んでくれたが、自分は手話が分からないので、申し訳ない気持ちになった。

・ろう者なので、手話は堪能で自由に話すことができるが、日本語はいわば第二言語で、複雑な言い回しは苦手。説明文を長々と書いてくれたが、筆談では十分に理解できない。

それぞれに合ったコミュニケーションを

大切なのは、相手が聞こえないということが分かっていたら、その方に合ったコミュニケーション方法で対応することです。手話などの知識がなくても、他の方法を組み合わせるなど、できる範囲で

の配慮をお願いします。相手の顔をしっかりと見て、ゆっくり話すことも忘れずに。

●相手が、「私、聞こえないんです」と言ったら

・大きな声で話せば聞こえますか？
・書きましようか？（筆談しましようか？）

・手話で話しましょうか？
●自分で対応できそうになれば

●手話通訳者を呼びましようか？
●会議などで1〜2時間の筆談が必要なら

・要約筆記者の手配をしましようか？

・盲ろう者向け通訳・介助員の手配をしましようか？

「知りたい」思いに応え「伝えたい」気持ちで接して

障害により得られない情報を、他の形で提供することを「情報保障」といいます。聴覚障害のある方には重要な支援ですが、情報保障を担う手話通訳者や要約筆記者は不足がちです。関心のある方は、ぜひ講習会への参加をお願いします。

大切なのは、コミュニケーションを取りたいと思う気持ちです。日ごろまちの中で、また災害時などに、音声だけの情報に困っている方を見かけたら、前に出て声を掛けてください。伝えて、伝わって、ほっと笑顔が咲くまちでありますように。



後ろから音声で話し掛けられても、分かりません。

後ろから話し掛けるときは、肩を軽くトントンとたたいて。

顔を合わせて会話を。



手話は日本語とは別の言語。使える方と使えない方がいます。



手話を使う方にとって、日本語は外国語のようなもの。

より積極的な支援のために

市では、聴覚障害者に必要不可欠な「情報保障」を担う方を養成する講座を開催しています。募集は、毎年3〜4月ごろ行います。詳しくは、障害者福祉課にお尋ねください。

手話講習会

初心者コースから手話通訳者をを目指す方のためのコースまで、さまざまなコースを開催しています。

要約筆記者養成講習会

要約筆記とは、文字で情報を伝える方法です。手書きのものとパソコンによるものがあり、市では、手書きコースを開催しています。
*県では、手書きとパソコン、両方のコースを開催しています。



要約筆記者 市村政明さん



3年前、退職して時間ができたことを契機に、要約筆記者養成講習会を受講しました。その後試験に合格し、先輩に学びながら要約筆記者としての活動を始めたところです。要約筆記にはさまざまな知識が必要ですが、講習は40回以上ありましたが、聴覚の仕組みや日本語について知らなかったことを楽しく学べました。

聞いた内容を要約し、それを手で書きつつ耳は次の話を聞く、要約筆記には一瞬も気が抜けない緊張感があります。印象に残っているのは、講演者が笑いを取る場面で、要約筆記を見た皆さんが笑ってくれたことです。伝わったんだな、少しは役に立っているかな、と思いました。

聞こえない方と接していると「分かりたい、分かってくほしい」という、コミュニケーションに対する強い思いを感じます。当たり前すぎて私たちがおろそかにしているその思いに少しでも応えたいと思っています。

要約筆記には機器が必要な場合もありますが、筆談は紙と鉛筆があれば誰にでもできます。うまく伝わらなければ問い直しや確認ができるので、構えることはありません。気軽に応じてみてはいかがでしょうか。

固定資産税における冷蔵倉庫用家屋の取り扱い

資産税課 224・5684

平成24年度から非木造の冷蔵倉庫用家屋の固定資産税・都市計画税の評価額の計算方法が変わりました。

次のすべての要件に該当する倉庫を市内に所有している方は、資産税課(本庁舎2階)に連絡してください。

- 非木造の倉庫用の建物
- 倉庫内の保管温度が、常に10℃以下に保たれているもの
- 建物の半分以上を冷蔵倉庫として使用しているもの

家屋改修における固定資産税減額制度のお知らせ

資産税課 224・5684

次の①～③の家屋改修を行い、要件を満たした場合、家屋に関する固定資産税を減額します。

1戸につき、同一の減額措置の適用は1回です。①②は同時に受け付け可能です。

①バリアフリー改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(100㎡を限度)を3分の1減額。
対象となる工事：廊下の拡幅、階段

のこう配緩和、浴室・トイレの改良、手すりの設置、屋内の段差解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め化

要件：①65歳以上、②介護保険で要

介護等認定を受けている、③障害者、のいずれかの方が居住している
▼平成19年1月1日以前から所在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同30年3月31日までに対象の工事が完了▼工事完了後、原則3か月以内に申請▼対象部分の工事費の自己負担額が50万円超(補助金等を除く)▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上

必要書類：改修工事に係る明細書の写し(工事内容、費用の確認ができるもの)▼領収書の写し▼工事箇所の写真▼補助金等を受けている場合は交付決定通知等の補助額が分かる書類▼要介護等の認定を受けている方は、介護保険被保険者証の写し▼障害者の方は、障害者手帳、療育手帳等の写し

②熱損失防止(省エネ)改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(120㎡を限度)を3分の1減額。

対象となる工事：窓(必須)および、床・天井・壁の断熱

要件：平成20年1月1日以前から所

在する住宅(賃貸住宅は除く)で、同30年3月31日までに対象の工事が完了▼工事完了後、原則3か月以内に申請▼対象部分の工事費が50万円超(補助金等を除く)▼改修後の住宅の床面積が50㎡以上

必要書類：改修工事に係る明細書の写し(工事内容、費用の確認ができるもの)▼領収書の写し▼建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人等の発行した証明書▼補助金等を受けている場合は、交付決定通知等の補助額が分かる書類

③耐震改修

家屋に係る翌年度の固定資産税(120㎡を限度)を2分の1減額。

対象となる工事：現行の耐震基準に適合するための改修工事

要件：昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成30年3月31日までに対象の工事が完了▼工事完了後、原則3か月以内に申請▼対象部分の工事費が50万円超

必要書類：改修工事に係る明細書の写し(工事内容、費用の確認ができるもの)▼領収書の写し▼建築士、指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人等の発行した証明書。または登録住宅性能評価機

関が発行した住宅性能評価書の写し

家屋調査にご協力を

資産税課 224・5684

新築・増築された家屋(居宅・事務所・倉庫など)の固定資産税額などを計算するため、家屋調査を行っています。

市職員が直接訪問し、間取りや資材などを調査します。ご理解とご協力をお願いします。

金婚祝い記念品を贈ります

高齢者いきがい課 224・5809

今年、金婚(結婚50周年)を迎える夫婦を祝い、9月に祝い状と記念品を贈ります。

対象：昭和41年中に結婚し、9月1日時点で市内在住の夫婦

申し込み：高齢者いきがい課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所で配布する申請用紙に必要事項を明記し、6月30日(木)までに配布場所に提出

訂正 5月25日発行の広報川越・6ページ、ダイオキシン類調査結果 ⑤土壌表中の調査地点
誤り 高階南小学校 正し 福原小学校

ご迷惑をお掛けしました。

川越市民栄誉章

秘書室 224-5491

平成28年5月22日、ノーベル物理学賞を受賞した東京大学宇宙線研究所長の梶田隆章さんに川越市民栄誉章を贈りました。



川越市民栄誉章は、文化、スポーツ等の向上に貢献し、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えて市の名を高めるとともに、市民の誇りとなるべき功績をあげられた方に贈るものです。

受章者の梶田隆章さんは、昨年、県内出身者として初めてノーベル物理学賞を受賞されました。受賞前から母校の県立川越高校で、講演や生徒に直接、助言・指導するなど、子どもたちの育成に多大な貢献をされてきました。また、科学技術や芸術などの文化の発展や向上にめざましい功績のある方に授与される文化勲章も受章されています。

梶田さんに川越市の印象について伺いました。「先日、ウエスタ川越で講演をするため、川越駅西口に行きました。私の高校時代とまちの様

子が大きく変わって驚きました。川越市で講演会をするといえば川越高校の近くにある市民会館だったので、約40年の間に多くの変化があったのだと感じました」と、昔を振り返りながら懐かしそうに話してくれました。

受章について「お世話になった川越市に恩返しをしていきたい」と抱負を語る梶田さん。「これから若い人たちに科学の面白さを伝えていくかたちで川越市のために貢献したい」「若い人たちは、前を見据えて歩いてほしい」と未来を担う若者や子どもたちにメッセージをいただきました。



男女共同参画課 224-5723

男女共同参画週間

男女共同参画週間 市長メッセージ

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。本年度のキャッチフレーズは、「意識をカイカク。男女でサンカク。社会をヘンカク。」です。これは、旧来の労働慣行や意識を変え、女性も男性も多様な暮らしや働き方が可能な社会をつくることを趣旨としたものです。

男性と女性が職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するためにはどうしたら良いのか、改めて見つめ直す機会としていただければ幸いです。

市では、平成28年3月に「第五次川越市男女共同参画基本計画」を策定し、本計画の将来像である「一人ひとりが生き生きと暮らせる社会の実現」に向けた各種施策に取り組んでまいりますが、男女共同参画社会の実現には、市の取り組みはもとより、市民や事業者の皆様一人ひとりの協力が不可欠です。皆様方には、今後もお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年6月 川越市長 川合 善明

男女共同参画市民フォーラム

東京大学教授・瀬地山角さんによる講演「笑って考えよう！ 家族のこと、仕事のこと、介護のこと」。手話通訳、未就学児の託児あり(1歳未満は不可)。託児希望者は、7月1日(金)までに電話で同課。

日時…7月9日(土)、午後2時～4時 会場…ウエスタ川越 市民活動・生涯学習施設 定員…先着120人 申し込み…6月13日(月)から、男女共同参画課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所・証明センター・公民館で入場券を配布

納税通知書を発送しました

名称	市・県民税納税通知書	対象	平成28年1月1日現在、川越市に居住し、前年に一定の所得がある方	発送日	6月10日	問い合わせ	市民税課 224-5640
----	------------	----	----------------------------------	-----	-------	-------	------------------

市税納期のお知らせ

名称	市・県民税(第1期)	納期限	6月30日(木)	問い合わせ	収税課 224-5686
----	------------	-----	----------	-------	-----------------



まちづくりの指針となる、「第四次川越市総合計画」が4月からスタートしました。

連載の最終回は、全8章の基本計画のうち「地域社会・市民生活(7章)」と「住民自治・行財政運営(8章)」をお知らせします。

7章

地域社会・市民生活

「地域で支え合う、安全で安心なまち」を目標に、施策に取り組みます。

●地域コミュニティ活動の推進

自治会などさまざまな地域コミュニティ活動が自立的かつ継続的に行われるよう、担い手確保に向けた取り組みを促進します。また、活動の支援などに取り組みます。

●平和で思いやりのある社会づくり

平和意識の高揚につながる施策を行います。また、人権啓発活動や人権を尊重する教育の充実などの人権施策を推進します。

●男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、関係機関と連携を図りながら普及活動や啓発活動を行います。また、あらゆる分野への男女共同参画が進むよう取り組みます。

●防災体制の整備

災害応急体制の充実や、防災意識の普及・高揚などに取り組みます。

●消防・救急体制の充実

初動消防力の強化、救急業務体制の整備、火災予防対策などに取り組みます。

●防犯対策の推進

地域住民による自主防犯活動等への支援強化や、啓発による振り込め詐欺の被害防止などを行います。

●交通安全対策の推進

交通安全への意識啓発や、通学路などへの安全対策を行います。また、自転車の運転マナー向上や放置自転車の防止に努めます。

●市民生活の支援

市民相談窓口の充実、消費者トラブルへの対応や未然防止に関する取り組みを行います。また、新斎場を整備し、供用開始後は効率的な運営を図ります。



新斎場(完成イメージ)

8章

住民自治・行財政運営

「つながりによるまちづくりと持続可能な行財政運営の推進」を目標に、施策に取り組みます。

●住民自治の推進

市政への市民参加を進め、得られたニーズを施策に反映するしくみを検討します。また、地域の課題を住民自らが考え判断し解決に向けて取り組む地域内分権を推進します。



地域会議の様子

●行政経営マネジメントの推進

計画的な財政運営と財源の確保、行政改革の推進などに取り組みます。

●社会資本マネジメントの推進

総合的かつ長期的な視点を持ち、公共施設やインフラ施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行います。また、人口減少等の社会情勢を考慮し、できる限り公共施設の整備を伴わないサービスの提供に切り替えます。

●情報化施策の推進

手続きのオンライン化、コンビニエンスストアでの証明書等の交付、情報セキュリティ対策の一層の強化を推進します。

●広域的な連携の推進

近隣や遠隔地の地方自治体との相互連携や、中核市および業務核都市間の連携等を図ります。

●時勢に応じた施策の推進

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地域の活性化や、本市で開催される予定のゴルフ競技の円滑な運営に取り組みます。また、市制施行100周年や圏央道の整備などを踏まえ、まちの魅力や特性を積極的に売り込むシティセールスを推進します。

*第四次川越市総合計画は、市ホームページに掲載しています。また、政策企画課(本庁舎4階)・公民館・図書館の窓口にも冊子を設置しています。